

重要事項説明書

特定非営利活動はなえみ そがチャイルドハウス保育園

1 施設の概要

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	特定非営利活動法人はなえみ
事業者の所在地	千葉県千葉市中央区南町 3-12-1
事業者の連絡先	043-488-5445
代表者氏名	理事長 若菜 俊明

(2) 施設の概要

名称	そがチャイルドハウス保育園				
所在地	千葉県千葉市中央区南町 3-12-1				
連絡先	電話・FAX：043-488-5445 メール： sogach@sogach.ec-net.jp				
施設長氏名	園長 若菜 俊明				
開設年月日	令和 2 年 9 月 1 日				
利用定員 (40 人)	(3 号)	0 歳児	1 歳児	2 歳児	小計
		6 人	6 人	7 人	19 人
	(2 号)	3 歳児	4 歳児	5 歳児	小計
		7 人	7 人	7 人	21 人
クラス	たんぽぽ		0~1 歳児		
	ひまわり		1~2 歳児		
	やまぶき・きく		3 歳以上児縦割り		

敷地	敷地全体	345.67 m ²
	園庭	無し
建物	構造	鉄骨造 2 階建・木造 1 階
	延床面積	313.42 m ²

(3) 主な設備について

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	有効面積 33.49 m ²
幼児室	1室	有効面積 34.07 m ²
保育室	2室	有効面積 45.36 m ²
沐浴室	1室	2.07 m ²
調理室	1室	7.62 m ²
医務室	1室	4.97 m ²
幼児トイレ	1室	9.14 m ² 大便器 2 器
以上児トイレ	1室	4.97 m ² 大便器 2 器 小便器 1 器
洗濯室	1室	2.39 m ²

2 職員の職種、員数及び職務の内容

(1) 職員体制 (令和 2 年 9 月 1 日 現在)

職員の職種、員数及び職務の内容については以下のとおりです。ただし、入所する園児数により認可基準の範囲内で変動する可能性があります。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	園の業務をつかさどり、所属職員を監督します。
統括保育士	1人	1人	人	園長を補佐し、運営全般を管理します。
主任保育士	1人	1人	人	保育士を統括します。
保育士※	8人	5人	3人	入園児童の保育に直接従事します。
子育て支援員	1人	1人	人	条例に定められた範囲で保育士とみなします。
栄養士兼調理員	1人	人	1人	入園児童の発達段階に応じた献立を作成します。
調理員	1人	人	1人	献立に基づき調理をします。
保育補助	人	人	人	保育士の配置基準を満たしたうえで、入園児童の保育に直接従事します。
嘱託医	1人			児童の健康管理、健康診断の実施等を行います。
嘱託歯科医	1人			児童の健康管理、歯科健診の実施等を行います。

※入園児童数によって、以下の基準以上の数の職員を配置する。満1歳未満児の園児3人につき1人。満1歳以上満3歳未満の園児5人につき1人。満3歳以上満4歳未満の園児20人につき1人。満4歳以上の園児30人につき1人。

3 提供する保育について

(1) 理念・方針・目標

保育理念	一人一人の子どもを大切にし、子どもの最善の利益を守ること
保育方針	様々な体験を通して、共に育ちあい、生きる力を培う ありのままの子どもの姿を受け止め、子どもの育ちを理解し、適切な援助をする
保育目標	何でもよく食べ、丈夫な体、健康な子 友だちと生き生き遊ぶ、元気な子 自らやりたい気持ちを持っている、好奇心旺盛な子

(2) 人的環境と物的環境の調和

遊びたい、触れてみたいと思える環境を整え、子どものそばに寄り添い、安心した気持ちで遊ぶことができるようにします。

戸外活動では、近隣の公園で遊具や砂場遊び、季節に合わせた遊び（たこあげ、草花集め等）を行い、地域の方との交流も持てるようにします。敷地内にあるウッドガーデンではボール遊びやシャボン玉などを楽しみます。夏季は水遊びも実施します。

和食給食を提供します。栄養士を中心に五感を使った食育を計画し、食べる意欲、食べ物への関心を高め、味わう喜びを共有します。

離乳食は食材対応表を用いて、家庭で食べた食材を使用し、個々に合った形状の離乳食を提供します。

専門的な知識を持った保育のプロとして、子育て支援を行います。

(3) 保育の提供への取り組み

当園は千葉市による指導のもと、各種法令を遵守し、保育所保育指針に準拠した運営に努めます。保育内容の詳細は毎月のポートフォリオやクラスだよりにてお知らせいたします。

たんぽぽ組は連絡ノートにより、お子様の心身の健康状態や連絡事項等について、相互に連絡を取り合うものとします。ひまわり組以上では、電子化した方法で日々の活動をエピソードにしお知らせします。ご家庭と連携を取りながら保育に関わります。ご質問やご意見等がございましたら連絡ノートや手紙または口頭でお気軽にお申し出ください。

お子様の発達に合わせ、お子様が主体となる保育を援助します。保護者をはじめご家族の方々の保育へのご理解、ご協力をお願いいたします。

(4) 年間行事予定

4月に年間の予定表を配布します。

月	行事内容
4月	入園進級お祝い会・お花見会
5月	こどもの日・防災訓練
6月	内科健診・歯科健診
7月	七夕の集い
8月	水遊び
9月	防災訓練・お月見会
10月	芋掘り遠足
11月	内科健診
12月	クリスマス会
1月	お正月遊び週間
2月	豆まき会・昔遊び体験
3月	ひな祭りの会

※その他 個人面談 親子ふれあい企画 避難・消火訓練（毎月）

4 給食

(1) 3歳未満児は1日に必要な栄養量の50%を給食で摂れるようにしています。また、発達に応じて栄養補給のため午後に豆乳を飲みます。毎月献立表を配布しますのでご家庭での食事の参考にしてください。

(2) 給食の提供は月～金曜日までです。ただし、離乳食は土曜日にも提供します。

(3) 3歳未満児は、主食、副食、おやつを提供します。3歳以上児についても同様に園で提供いたしますが、主食費、副食費がかかります（後述）。また、0歳児のミルク（明治ほほえみを使用します）は園で提供します。

(4) 土曜日はおかず入りのお弁当を家庭から持たせてください（離乳食以外）。

(5) おおむねの時間帯

0歳児	10:30～11:00	離乳食
	14:30	おやつ (注) ミルクは一人一人の授乳時間に合わせます。
1～2歳児	11:00～11:30	昼食
	15:00	おやつ
3～5歳児	11:30～12:00	昼食
	15:00	おやつ

(6) 食物アレルギーについて

食物アレルギーをお持ちの場合はお知らせ下さい。医師の診断、指導のもとに食事の対応を相談させていただきますので、医師による保育所生活管理指導表が必要となります。

※上記を問わず、行事参加の際など、お弁当の持参をお願いすることがあります

5 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 新規申込

千葉市中央区役所こども家庭課まで必要書類を提出して下さい。利用の可否（内定）は利用調整により決まります。内定後は当園にて利用契約の手続きを行います。

(2) 変更申込

以下のような場合、所定の手続きが必要となります。必要書類を千葉市中央区役所こども家庭課に提出していただきますが、一部、園を経由しての提出が可能なものもございます。まずはご相談ください。

①妊娠

②転園・転所

③退園（施設・事業利用取止め届が必要です。早めにお知らせください。）

④就労状況の変更

⑤世帯状況の変更

⑥転居（市内・市外）

⑦その他（保育を必要とする事由に変更が生じる場合。支給認定証の裏面もご覧ください。）

⑧保育料の減免申請（災害による居住家屋に対する著しい損害。倒産、失業による世帯収入の著しい減少。父母の傷病による支出の増大。児童、父母の傷病、出産により通園できないとき。婚姻によらないで父または母となったとき。子ども家庭課にご相談ください。）

(3) 教育・保育の提供の終了について

以下に掲げる場合には、教育・保育の提供を終了いたします。

ア 園児が小学校に就学したとき。

イ 子ども子育て支援法における支給認定の要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

6 保育時間

(1) 保育時間および休業日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	9時00分～17時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： 一時～ 一時 夕： 18時～19時
	保育短時間	朝： 7時～ 9時 夕： 17時～19時
開園時間	月～金曜日	7時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～18時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(2) 延長保育

- ①利用の際は、延長保育利用申込書を提出してください（予定外の利用の場合も事後提出が必要です）。
- ②以下の場合には延長保育変更届が必要です。
- ・延長保育の利用停止（停止の届け出がない場合、自動的に継続されますのでご注意ください）
 - ・一度停止した延長保育を再度利用する場合
 - ・階層変更
 - ・支給認定変更（保育標準時間と短時間の変更）
 - ・利用する延長保育の時間変更
- ③A・B階層（通常保育料が0円）の方は延長保育料が免除されます。
- ④延長保育料の日割り計算はいたしません。利用日数に関わらずひと月分の金額となります。
- ⑤電車の遅延によりお迎えが遅れた場合（各鉄道会社公式ホームページにて確認できる場合のみ）は、延長保育に該当いたしませんのでお声がけください（可能な限り、ご利用の電車の遅延が分かった段階でご一報ください）。

7 保育料

(1) 基本保育料

保育料は、世帯の所得に応じて決定します。3号認定（0から2歳児）では給食費は保育料に含まれていますので、別途徴収はありません。居住する市町村が定める利用者負担額を居住する市町村へお支払ください。入園時に口座引き落としのご案内をいたします。なお、0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯と3歳以上児の全世帯は基本保育料が無償となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づく保育料(前々年の収入)						当年度の市民税額に基づく保育料(前年の収入)					

(2) 払込み

以下の(3)～(5)は園へのお支払いとなります。保育料通知により保育料金額を確認し、納期限（当月20日）までに指定の郵便局の口座に払い込みください。原則口座払込となっておりますので、お早目に園児名義の郵便局口座の開設をお願いいたします。

(3) 延長保育料

延長保育利用申込書に基づき、ひと月当たり以下の金額を払い込みください。

利用月中に申込内容の変更があった場合には、延長保育変更届、または延長保育利用申込書を記入いただいたうえで、別途請求いたします。

※申込内容より利用時間が少なかった場合でも返金はいたしません。

	1時間	2時間	3時間	4時間
3歳未満児	3,000円	6,000円	9,000円	12,000円
3歳以上児	1,900円	3,800円	5,700円	7,600円

(4) 実費徴収

上記の保育料のほか、次の事項について実費相当額をご負担いただくことを予定しています。

- ・日本スポーツ振興センター共済掛金 年額131円（A・B階層の方は免除）

上記に掲げるもの以外に、費用負担が発生する場合には、その目的や金額等について、事前に説

明をいたします。

(5) 給食費

3歳以上児については、給食費が以下の通り別途かかります。20日までに指定の郵便局の口座に払い込みください（保育料の口座と同じです）。給食費の減免制度もございます。別紙の「給食費について」をご覧ください。

主食費 1,500円 副食費 5,500円 計 7,000円（全て月額）

8 登降園および欠席

①園児の送迎は、必ず保護者か家族の方がしてください。都合で他の人（エンゼルヘルパーなど）に依頼する場合は、事前に園に連絡してください。事前連絡がない場合は、安全のため、どなたにもお渡しできません。小中学生の送迎は原則として禁止します。

②園児の送迎時には、必ず職員に声をかけてください。登降園時間の記載、体調の確認、連絡事項等があります。

③定められた時間までにお迎えに来てください。止むを得ず遅れる場合は連絡をしてください。

④病気やその他で欠席の場合は、午前9時までに連絡をしてください。長期に欠席する場合は、ご相談ください。

9 保険

(1) 独立行政法人日本スポーツ振興センター

施設内で発生した事故、登降園の通常の経路で起きた事故、その他園管理下における災害に対して、災害共済金を給付する制度です。万一の場合に備え、災害共済給付の適用を受けられるよう、全員に加入申し込みを頂いています。なお、一年契約ですので、毎年申し込みをしてください。

本共済制度では、給付金が支払われるまで一時的に医療費の立替払いをして頂きます。（独）日本スポーツ振興センターからは、見舞金の意味も含めて医療費の一割分を上乗せされた金額が納付されます。但し、一災害あたり医療点数が500点以上の場合に給付対象となります。千葉市には就学前の児童に対して乳幼児医療費助成の制度（1回300円）もありますので、状況に応じてこちらを選択していただくことも可能です。

10 苦情解決制度

保護者からの苦情に適切に対応する制度を整え、保育サービスの向上に努めています。苦情やご意見ご要望の受付担当者（主任保育士）や苦情解決責任者（園長）、必要に応じて苦情相談員として第三者委員で、対応しています。ご意見やご要望をいつでも気軽にお寄せください。

(1) 要望・苦情等への対応方法

①苦情の受付

苦情は直接、電話、Eメール、書面などにより苦情窓口担当者が随時受け付けます。

②苦情受付の報告・確認

苦情窓口担当者が受付、必要箇所に報告、確認をいたします。

③苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

④苦情解決の報告

個人情報に関するものや申込者が拒否した場合を除いて、苦情等の解決について公表し、園の改善に努めます。

(2) 相談・要望・苦情窓口

ご利用相談窓口	窓口担当者	田邊 真未 (主任保育士)
	解決責任者	若菜 俊明 (園長)
	ご利用時間	開園中随時
	相談場所	そがチャイルドハウス
	連絡先	電話：043-488-5445 専用メール：goiken@sogach.ec-net.jp
	担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	
第三者委員	名称	千葉市民間保育園協議会 会員施設苦情解決連絡会 第三者委員
	連絡先	TEL：043-202-5515 FAX：20205516 Mail：kujyou@chibashi-hoiku.jp

11 個人情報保護について

特定非営利活動法人はなえみ個人情報保護規程に基づき、個人情報の取り扱いをいたします。概要は規定に定められた(様式1)個人情報取扱事項説明書の通りです。

12 災害の時に

園児が安全な生活が送れるように日頃から災害を想定した避難訓練を行っていますが、災害の発生するおそれのある時(大規模災害発生時及び大規模地震発生の予知情報警戒宣言発令、大型台風の時など)又は、園で子どもの安全を確保することが困難と予測された場合は、家庭での保育をお願いする事があります。

保育時間中の場合には、保護者にお引取り頂けるまで園が責任をもってお預かり致しますが、可能なかぎり早めのお迎えをお願いします。

また緊急時にはメール配信により、状況をお伝えいたします。連絡先のメールアドレスの登録をお願いいたします。

※家庭の事情が変わった時は、すぐお知らせください。(住所、電話番号、メールアドレス、勤務先、勤務時間の変更、家族構成など)

(1) 管轄する消防署

消防署名	中央消防署 蘇我出張所
所在地	千葉市中央区今井3丁目30-2
電話番号	043-264-1353

(2) 管轄する警察署

警察署名	蘇我駅前交番
所在地	千葉市中央区今井2丁目5-1
電話番号	043-266-4261

(3) 非常災害対策

防火管理者	藤原 一美
消防計画届出年月日	平成 27 年 4 月 14 日
避難訓練	避難及び消火の訓練は毎月 1 回以上実施
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・消火器 有
避難場所	千葉市立蘇我中学校
緊急時の連絡手段	緊急連絡表にて電話連絡 ・ 緊急連絡メール配信

13 虐待の防止

(1) 職員の虐待防止のための措置

園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修を定期的に行います。

(2) 家庭における虐待防止のための対応

虐待の前兆を見逃さぬよう、園児や家庭の様子に注意を払うとともに、必要に応じ、関係機関への通告等を行います。また、職員と保護者との連携を図り、育児への不安や悩みに対し支援を行い、育児の負担感を軽減します。

14 保健衛生

(1) 健診等

- ・医師による健康診断（年 2 回）
- ・歯科医師による歯科健診（2 歳以上・年 1 回）
- ・身体測定（毎月 1 回）

(2) 普段と状態が異なった時は、必ず登園時に職員に状態をお話してください。

保育中に体調変化が著しい場合（体温が平熱より 3℃以上もしくは 37.8℃以上の場合、嘔吐・下痢が激しい場合等）は、緊急連絡先表に記載されている連絡先に速やかに順次連絡をし、園児の迎えをお願いすることがあります。

緊急性を有すると判断した場合は、保護者の到着を待たずに園児を医療機関にお連れします。その際は保護者に連絡した上で医療機関へ連れて行くことといたします。

(3) 特異体質または持病をお持ちの方はお知らせください。

(4) 伝染性の病気で休んだ場合は、登園の際、医師の証明（登所・登園許可証明書）を提出してください。

(5) 与薬について

園での与薬については、やむを得ない場合に限り、医師からの与薬指示書と保護者からの与薬依頼に基づき行います。

① 与薬指示書について

- ・病気や怪我で受診した時、薬を飲むことが必要と診断された場合、まず、園に通っていることを医師に話し、朝・夕 2 回の服用にすることが可能かどうかをたずねて下さい。
- ・保育中に薬を服用することが必要な場合は、医師から与薬指示書を書いてもらって下さい。

② 与薬依頼について

- ・保育中に薬を服用することが必要な場合は、与薬依頼の用紙に保護者が記入の上、医師の与薬指示書と一緒に 1 回分の薬を職員に手渡して下さい。

・与薬指示書の処方期間の、2回目以降は与薬依頼書のみ記入して下さい。

(6) 感染症の対応について

感染症の拡大を防ぐために、嘔吐物や尿、糞便、血液等は感染性があるとみなし、厚生労働省から示された「保育所における感染症ガイドライン」に沿って対応していきます。

(7) 嘱託医

嘱託医名	(フリガナ)コクブン マサシ
	國分 和司
医院名	(フリガナ)コクブクリニック
	國分クリニック
電話番号	043 (266) 2550
住所	(フリガナ)チバシチュウオウクミヤザキチョウ
	千葉市中央区宮崎町 235 番地 8

(8) 嘱託歯科医

嘱託医名	(フリガナ)カメカワ ナオヒロ
	亀川 直弘
医院名	(フリガナ)ユミールシカ
	ゆみーる 歯科
電話番号	043 (226) 9345
住所	(フリガナ)チバシミドリクオユミノ
	千葉市緑区おゆみ野 3-16

15 留意事項

- ①本書面にに基づき説明した内容について変更が生じた場合には、事前にご説明いたします。また、本書面は施設玄関への掲示、ホームページでの公開により随時閲覧できるものとします。
- ②園児の生活が、より楽しく充実したものとなるよう、園の運営についてご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ③各種提出書類に変更があった場合は速やかに届け出てください。
- ④保育料の払い込みは期日を守ってください。
- ⑤閉園時刻の19:00を過ぎて利用することはできません。
- ⑥保護者で行うべき予防接種は早めに受けてください。
- ⑦保育に支障ある行為はご遠慮ください。また、家庭から玩具などは持参しないようお願いいたします。
- ⑧駐車場内では安全を確認し、譲り合ってください。また近隣の迷惑となるような駐車はご遠慮ください。
- ⑨保護者同士の連絡の手紙や物品の仲介はいたしません。
- ⑩敷地内は全て禁煙です。

16 禁止行為

①他の保護者及び職員に対する以下の行為

誹謗、中傷、公序良俗に反する悪意的、詐欺、非合法、嫌がらせ、名誉毀損、肉体的・精神的苦痛を相手に与える行為、その他不適当と見なされる行為

宗教活動、政治活動（選挙運動もしくはこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為）及び営利活動（広告、販売、あるいはネズミ講式的な勧誘等）

②当園の価値を毀損する行為

設備や備品等所有物の毀損、当法人や施設の社会的価値の毀損（誹謗中傷など）、運営を妨げることにより逸失利益を生じさせる行為等。悪質な場合、当法人・園の被った損害について賠償請求をいたします。

③当園を利用している他の園児に悪影響を及ぼす行為

④当園が契約する各種保険をターゲットとした詐欺行為

17 免責事項

①保護者及び送迎代理人の監督下での送迎途上及びその他の場所・場面における事故や疾病等

②送迎代理人が引き起こした事故やトラブル

③当園に過失のない事故や疾病等

④氏名の記入がない、記入されていても極端に薄れている、判りづらい位置にある、極端に小さいなどの状態にある持ち物の紛失

⑤駐車場内のトラブル

⑥ご自宅から持参した玩具等の紛失・損壊